

京都市上下水道局告示第7号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の休止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

平成26年4月4日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 休止届出業者名等

兵庫県西脇市小坂町93番地43号

株式会社ウィルテクノ

代表取締役 中塚 睦己

2 休止届出年月日

平成25年11月20日

(上下水道局水道部給水課)